

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月18日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コー ス 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドル コース 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドル コース 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジ ルリアルコース
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コー ス 1兆円を上限とします。 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドル コース 1兆円を上限とします。 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドル コース 1兆円を上限とします。 通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジ ルリアルコース 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

（以下、上記の投資信託を総称して「通貨選択型Ｊリート・ファンド」、各々の投資信託を「ファンド」、また、通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コースを「円コース」、通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコースを「米ドルコース」、通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコースを「豪ドルコース」、通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコースを「ブラジルリアルコース」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

※上記の発行（売出）価額の総額の上限額に関わらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合には、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。
（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権１万口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額（１万口当たり）に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.3%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 各ファンド間の乗換え（以下「スイッチング」といいます。）の場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングについては、「(12)その他」の項をご覧ください。

（６）【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金支払いコース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2025年9月19日から2026年3月18日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(注)販売会社によっては、「通貨選択型Ｊリート・ファンド」を構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**① 投資信託振替制度における振替受益権について**

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② スイッチングについて

「通貨選択型Ｊリート・ファンド」を構成する各ファンド間で、販売会社が別に定める単位でスイッチングができます。

スイッチングとは、「通貨選択型Ｊリート・ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「通貨選択型Ｊリート・ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金支払いコース」、「分配金再投資コース」間の変更を受付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ スイッチングの際には、解約請求時と同様の税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。また、申込手数料は販売会社が別に定めます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各ファンドは、それぞれ主として為替取引の手法が異なる円建ての外国投資信託「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」（わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）および金融商品取引所に準ずる市場に上場（上場予定を含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券（日本における一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。）各クラス受益証券および円建ての国内籍の投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」（わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。）受益証券に投資を行います。

<ファンドの特色>

- I わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券（Jリート）を実質的な主要投資対象とします。

《Jリートについて》

- ・ Jリート（J－R E I T）とは、Japanese Real Estate Investment Trustを略したもので、不動産を中心に運用を行っている日本の不動産投資信託の一般的な総称です。
- ・ リートは、投資家から資金を集め、主に賃貸料収入が得られる不動産（オフィスビル、商業施設、賃貸マンションなど）に投資して、それを維持・管理しながら必要に応じて買い替えなども行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。
- ・ リートでは、不動産から得られる賃貸料収入を中心とする収入から、リーの運営に必要な経費などを差し引き、残った利益のほとんどを投資家に配当することにより、法人税が免除されています。
- ・ 本書では、各ファンドが実質的な主要投資対象とする不動産投資信託証券を「Jリート」と称する場合があります。

●各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度[※]が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

●各ファンドが実質的な主要投資対象とするJリートには、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

II 円コースおよび為替取引を活用する3つの通貨コースの、4本のファンドから構成されています。

III 毎月18日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

[各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託における為替取引の概要]

円コースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」では、保有する円建て資産に対し、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として円売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。

ファンド	主要投資対象とする 外国投資信託	為替取引		為替変動の影響
		取引対象通貨	為替取引の手法	
円コース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （円クラス）	—	為替取引（為替管理） は行いません。	ありません。
米ドルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （米ドルクラス）	米ドル	原則として保有する円 建て資産について、円 売り、米ドル買いを行 います。	米ドルの対円で の為替変動の影 響を受けます。
豪ドルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （豪ドルクラス）	豪ドル	原則として保有する円 建て資産について、円 売り、豪ドル買いを行 います。	豪ドルの対円で の為替変動の影 響を受けます。
ブラジル リアルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （ブラジルリアルク ラス）	ブラジルレアル	原則として保有する円 建て資産について、円 売り、ブラジルリアル 買いを行います。	ブラジルリアル の対円で為替 変動の影響を受 けます。

② 各ファンドは、それぞれ3,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株		北米	ファンド・オブ・
債券	年4回	欧州	ファンズ
一般			
公債	年6回	アジア	
社債	(隔月)	オセアニア	
その他債券		中南米	
クレジット属性	年12回	アフリカ	
()	(毎月)	中近東	
不動産投信	日々	(中東)	
その他資産		エマージング	
(投資信託証券)※	その他		
資産複合	()		
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「不動産投信」です。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。 ※各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投信に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

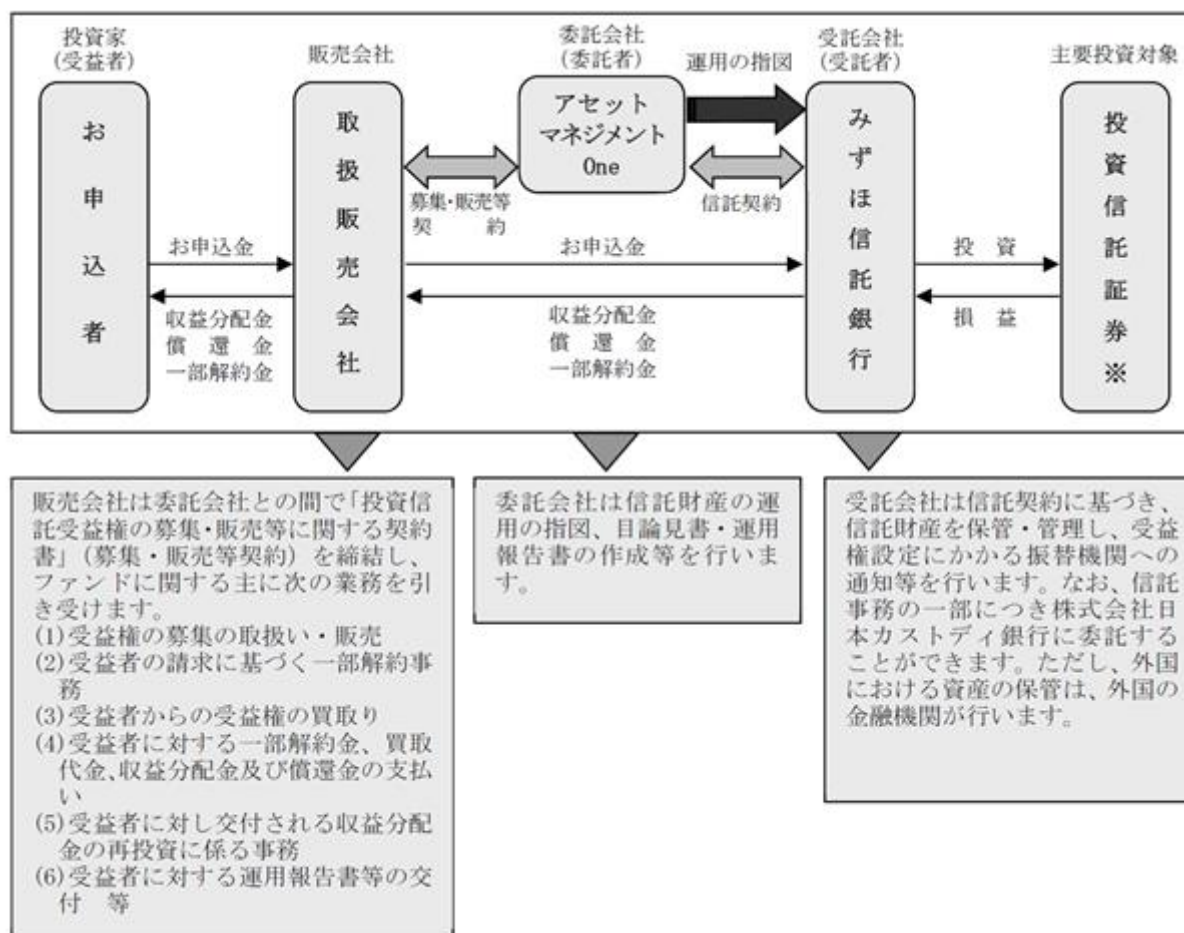
（注3）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

2011年1月6日	信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
2015年3月19日	信託終了日を変更し、各ファンドの信託期間を5年間延長
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2020年3月19日	信託終了日を変更し、各ファンドの信託期間を5年間延長
2024年9月19日	信託終了日を変更し、各ファンドの信託期間を3年間延長

（３）【ファンドの仕組み】

① 各ファンドの運営の仕組み

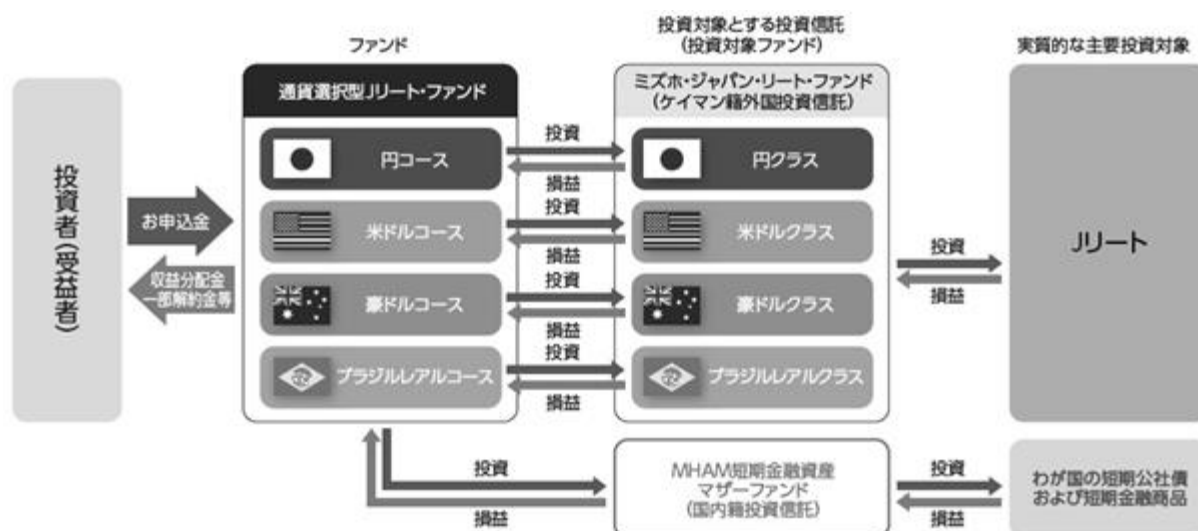


※ 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

② ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式、債券、リートなどの資産に投資するのではなく、株式、債券、リートなどに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（各クラス）」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。なお、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」を以下「外国投資信託」、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」の受益証券を「外国投資信託証券」ということがあります。



※ 各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行います。が、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

ファンド名	投資対象とする投資信託	主要投資対象
通貨選択型Ｊリート・ ファンド（毎月分配型） 円コース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （円クラス）	Ｊリート
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債 および短期金融商品
通貨選択型Ｊリート・ ファンド（毎月分配型） 米ドルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （米ドルクラス）	Ｊリート
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債 および短期金融商品
通貨選択型Ｊリート・ ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （豪ドルクラス）	Ｊリート
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債 および短期金融商品
通貨選択型Ｊリート・ ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド （ブラジルリアルクラス）	Ｊリート
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債 および短期金融商品

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2025年6月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年6月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

(以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。)

1. 主要投資対象

主として、ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2. 投資態度

- a. 主として、ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に投資を行います。
- b. 各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状態においては、ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（●クラス）受益証券への投資を中心に行いますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- c. 投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

※ 各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

ファンド（＊コース）	円	米ドル	豪ドル	ブラジルリアル
●にあてはめる語句	円	米ドル	豪ドル	ブラジルリアル

③ ファンドの投資プロセス

各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、原則としてミズホ・ジャパン・リート・ファンド各クラス受益証券を中心に投資を行うとともに、各ファンドの信託財産の資金動向等を勘案しながらMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。

(参考)投資対象ファンドについて

1. ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

ファンド名 (クラス)	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（円クラス） ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（米ドルクラス） ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（豪ドルクラス） ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（ブラジルリアルクラス）							
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託／オープン・エンド型							
信託期間	原則として150年（早期に終了される場合があります。）							
運用目標	安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。							
投資態度	・主として、日本の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券に分散投資を行います。 ・不動産投資信託証券への投資にあたっては、不動産市況および個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。 ・日本の不動産投信指数先物取引等を行うことができます。 ・円クラスを除く各クラスごとに、以下の為替取引を行います。 <table><tr><td>米ドルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。</td></tr><tr><td>豪ドルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。</td></tr><tr><td>ブラジルリアルクラス</td><td>原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。</td></tr></table> ※為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引（NDF）等を活用します。 ※為替取引は、為替管理会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーが行います。 ・当初設定から間もないとき、大量の追加設定や解約が生じたとき、市場動向等に急激な変化が生じたまたは生じることが予想されるとき、償還の準備に入ったときおよび残存元本が運用に支障をきたす水準となったときその他のやむを得ない事情が発生したまたは発生が予想される場合には、上記のような運用ができない場合があります。		米ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。	豪ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。	ブラジルリアルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。
米ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対米ドルで為替取引を行います。							
豪ドルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対豪ドルで為替取引を行います。							
ブラジルリアルクラス	原則として保有する円建て資産に対して、対ブラジルリアルで為替取引を行います。							
決算日	年1回（12月31日）							

収益分配	（円クラス） 毎月、原則として利子収益、売買益（評価益を含みます。）等より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。 （米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラス） 毎月、原則として利子収益、売買益（評価益を含みます。）等および円と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。
主な投資制限	・上場している投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・上場している投資信託証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
費用等	信託報酬(運用報酬等)：（円クラス）純資産総額に対し、年0.54%程度 （米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラス）純資産総額に対し、年0.62%程度 ※為替取引の有無により、各クラスの信託報酬(運用報酬等)が相違します。 ※クラス毎に費用（四半期毎に最大6,000ドル）が別途かかります。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入の有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用／借入金の利息 等 ※信託報酬(運用報酬等)には、年次による最低費用等が設定されているものがあり、投資信託の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。
申込手数料	ありません。
受託会社 事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
為替管理会社 資産保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

＜外国投資信託におけるJリークの投資プロセス＞



Step1：J-REITの全銘柄を調査対象銘柄とします。

※信用リスクおよび流動性リスクが高いと判断される銘柄は除外する場合があります。

Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。実体経済および内外金融・市場分析、市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を運用チームにて独自に調査・分析し、オフィスビル、商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえで、運用チームにて独自に、主にJ-REIT各個別銘柄の運営状況・戦略等の定性分析ならびに保有物件・新規取得物件の成長力分析、バランスシート分析およびバリュエーション分析を実施します。ここでは、J-REITの個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。

Step4：長期的な配当（分配）および資産価値の成長性、ならびにJ-REIT価格の割安性を重視して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	親投資信託
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回（6月30日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 株式への投資は行いません。 ・ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
設定日	2000年7月28日
信託報酬	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息 等
申込手数料	ありません。
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

（以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

「通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ＊コース」において、委託会社は、信託金を、円建ての外国投資信託であるミズホ・ジャパン・リート・ファンド（●クラス）受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価

証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を「投資信託証券」といい、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ファンド（＊コース）	円	米ドル	豪ドル	ブラジルリアル
●にあてはめる語句	円	米ドル	豪ドル	ブラジルリアル

③ 金融商品の指図範囲

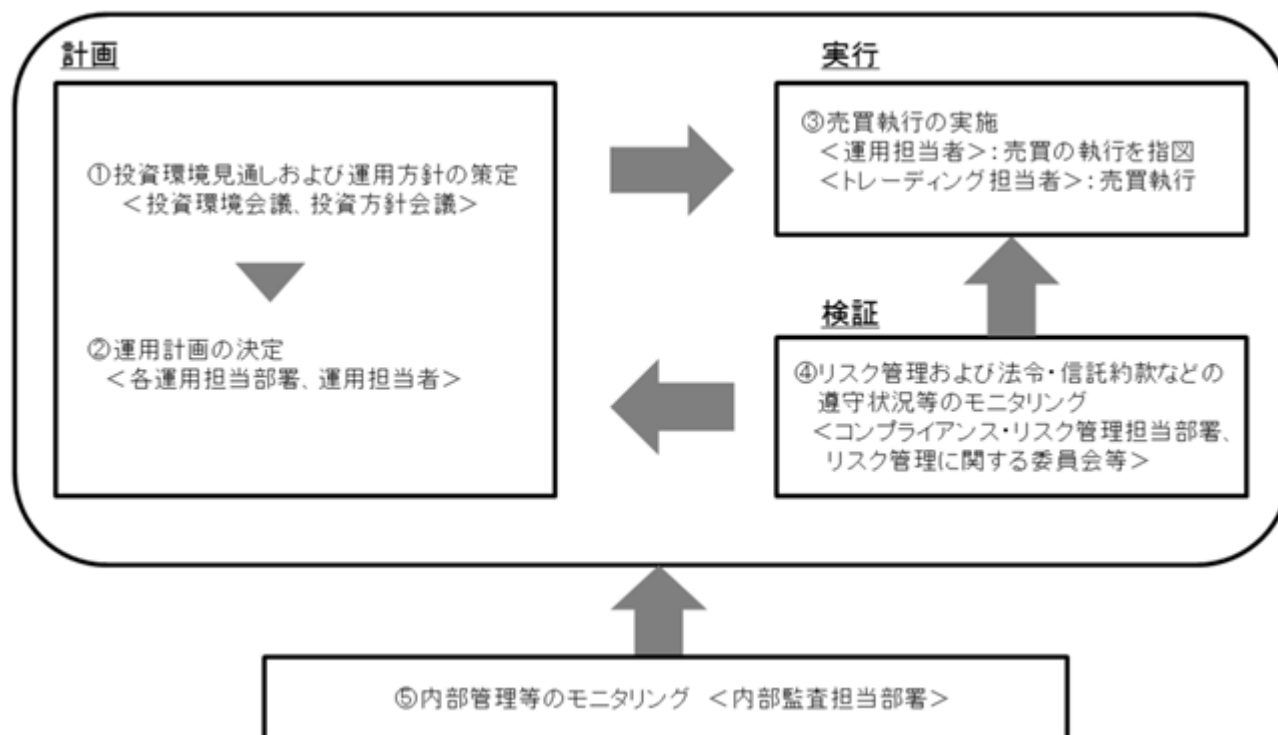
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

（３）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

第3期以降の毎計算期末（原則として毎月18日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除き

ます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし（す。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



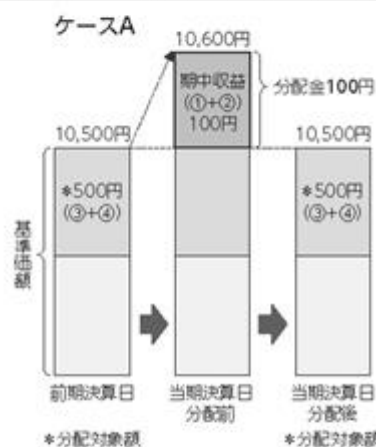
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

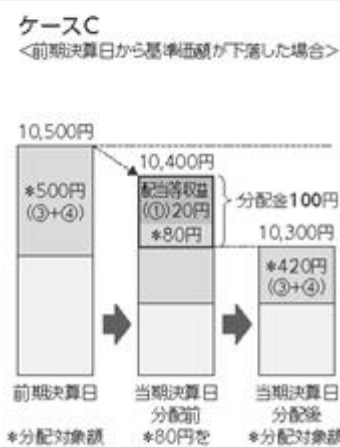
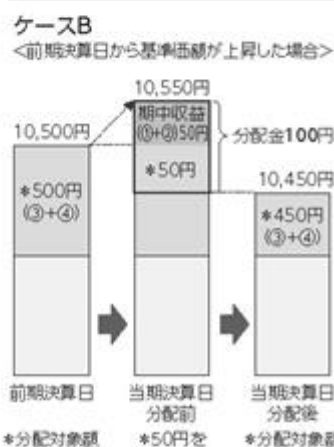
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 不動産投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

不動産投資信託証券への直接投資は行いません。

④ 株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

⑤ 公社債(約款第17条)

買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第19条の１の２)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等(約款第19条の２)

委託会社は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

⑧ 公社債の借入れ(約款第20条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑨ 資金の借入れ(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。また、投資対象とする外国投資信託（円クラスを除く）において為替取引を行うことにより、実質的に取引対象通貨に投資した際に得られる投資成果を享受することを目指しているため、為替変動の影響を受けます。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 不動産投資信託証券の価格変動リスク

Jリートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、リートの市場価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的な主要投資対象とするJリートの市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。Jリートの市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、Jリートの発行体の財務状況や収益状況、Jリートの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、Jリートの市場価格を下落させる要因となり得ます。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

円コースを除く各ファンドは、各クラスごとに取引対象通貨の買いポジションを有する外国投資信託の受益証券に主として投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

[米ドルコース]

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する円建て資産に対し、対米ドルでの為替取引（円売り、米ドル買い）を行いますので、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が米ドルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、米ドルの短期金利が円の短期金利より低い場合、米ドルの短期金利と円の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[豪ドルコース]

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

豪ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する円建て資産に対し、対豪ドルでの為替取引（円売り、豪ドル買い）を行いますので、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が豪ドルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、豪ドルの短期金利が円の短期金利より低い場合、豪ドルの短期金利と円の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[ブラジルリアルコース]

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

ブラジルリアルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する円建て資産に対し、対ブラジルリアルでの為替取引（円売り、ブラジルリアル買い）を行いますので、ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場がブラジルリアルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、ブラジルリアルの短期金利が円の短期金利より低い場合、ブラジルリアルの短期金利と円の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[円コース]

為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する円建て資産に対し、為替取引（為替管理）を行わないため、為替変動リスクはありません。

《為替取引による各ファンドへの影響》

円コースを除く各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム／コスト）を受けます。

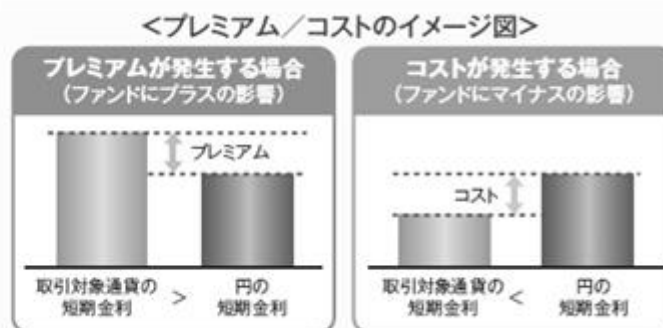
〈外国投資信託が行う為替取引のイメージ（ブラジルリアルコースの場合）〉



※上記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。

①為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。（為替取引によるプレミアム／コストの発生）

■外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と円の短期金利差相当分が、プレミアム(収益)／コスト(費用)となり、ファンドに影響をあたえます。



※一部の取引対象通貨では、原則として直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後述の〈その他留意点〉をご参照ください。

②取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

外国投資信託が行う為替取引によって、取引対象通貨（ブラジルリアルコースの場合はブラジルリアル）の対円での為替変動の影響を受けます。

③ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

各ファンドが実質的に投資するＪリート等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ カントリーリスク

為替取引の対象国の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

特に、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。

円コースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託において行われる為替取引の対象国がこうした状態に陥った場合には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンド（円コースを除きます。）の基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ リートにより支払われる配当金の変動リスク

リーートの配当金は変動します。

リートにより支払われる配当金の変動リスクとは、リートから投資家に支払われるリーートの投資口１口当たりの配当金が、リーートの利益の増減などに伴い変動するリスクをいいます。各ファンドが実質的な主要投資対象とするＪリーートの発行体であるリート（不動産投資法人）※は、税法上の理由により、通常、不動産の賃貸料収入などの収入から費用を差し引いて残った利益のほとんどを投資家に配当しますが、保有不動産の稼働率の低下、賃貸料水準の低下、テナントによる賃貸料の支払いの不履行などにより収入が減少することや、保有不動産の修繕やリニューアル、金利上昇に伴う借入金の利息負担の増加などにより費用が増加することがあり、その結果、リートから支払われる１口当たりの配当金が減少することがあります。また、一定の要件を満たさない場合、課税の実質免除措置が適用されなくなり、結果として、リートから支払われる１口当たりの配当金が減少することがあります。増資による資金調達が行われた場合において、増資による投資口数の増加により１口当たりの配当金が減少することや、増資が行われてから調達された資金が不動産に投資されて賃貸料収入が得られるようになるまでの期間、一時的に１口当たりの配当金が減少することがあり、リートから投資家に支払われる１口当たりの配当金は一定ではありません。

※ リートの形態には、「会社型」と「契約型」があり、会社型のリートを「不動産投資法人」といいます。

⑥ 金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。一般にリートでは、資金の借入れ（債券の発行によるものを含む。）を行った上で、当該借入金による不動産等への投資を行うことができます。

各ファンドが実質的な主要投資対象とするＪリートが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該Ｊリートの利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは各ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。また、金利上昇は、既に発行されて流通している公社債の価格を下落させる要因となり、MHAM短期金融資産マザーファンドで保有する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、金利変動は、Ｊリート・株式・債券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動によりＪリート市場と株式市場、あるいはＪリート市場と債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広くＪリート全般の市場価格に影響を及ぼします。

⑦ 信用リスク

投資するＪリート等の発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、借入金（債券の発行によるものを含む。）の利息の支払いや元金の返済があらかじめ決められた条件で行われない（債務不履行）リスクをいいます。一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、各ファンドが実質的な主要投資対象とするＪリート、および公社債等の発行体に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該Ｊリート等の市場価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、リート（不動産投資法人）には、一般の企業と同様に倒産の可能性があります。各ファンドが実質的に投資するＪリートが法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

<その他留意点>

- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、各クラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合やあるクラスの為替取引の損益状況等によっては、他のクラス

の価格や運用が影響を受ける場合があります、そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。急激な為替やＪリーートの価格変動等があった場合には、Ｊリーートの実質的な組入比率が変動することや、あるクラスが債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

- ・外国投資信託については、ファンドを管轄する国の法律、規制および税制の変更等により運用に制限が設けられる場合があります。このような場合、外国投資信託の運用成果を通じ、各ファンドの基準価額が影響を受ける可能性があります。
- ・各ファンド（円コースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託は、Ｊリーートに投資するとともに為替取引を行います。為替取引の結果、各ファンドは、為替変動の影響を受けることとなります。そのため、為替相場の変動によっては、為替取引を行わずＪリーートにのみ投資を行う一般的なファンドに比べて、より大きく価格が変動することがありますのでご注意ください。
- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託においては、運用会社との協議のうえ、外国投資信託の受託会社の判断により毎月の分配額が決定されますが、当該分配については、原則として分配対象額の範囲の定めはなく、分配額の中には、円と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額が含まれる場合があります（円コースを除きます。）。
- ・各ファンド（円コースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託は外国為替予約取引などを活用し、主として円と取引対象通貨間の短期金利差の獲得を目指しますが、外国為替予約取引などの需給関係により短期金利差を十分に得られない場合や、外国為替予約取引などを行うタイミングにより、得られうる金利差が異なる場合があります。また、外国為替予約取引などの取引の相手方の破綻などにより契約上の支払いが行われない場合や証拠金の回収ができない場合などには、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

なお、為替取引を行うにあたり一部の取引対象通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）[※]を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム／コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（NDF）とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

- ・各ファンドが投資する外国投資信託において行う為替取引による評価益が大きくなった場合には、その結果として不動産投資信託証券の組入比率が低下する場合があります。また、取引対象通貨における外国為替相場に急激な変化が生じた場合、または予想される場合等には、外国投資信託において信託財産を保全するため、取引対象通貨の買いポジションを縮小またはポジションをすべて解消することがあります。このような場合には、目標とする投資成果が十分に得られないことがあります。

- ・各ファンドの信託終了等（繰上償還する場合を含みます。）に伴い、外国投資信託の信託が終了する場合、外国投資信託は償還費用を確定させるため、各ファンドの償還日より一定期日前の日をもって実質的な運用（Ｊリートへの投資および為替取引）を止めること、および償還することがあります。この場合、各ファンドにおいては、償還日までの期間、Ｊリートへの投資および為替取引による投資成果を享受することができなくなります。また、外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受付けを停止することがあります。この場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。
- ・Ｊリートに関する法律（税制、会計基準等）および不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）が変更になった場合等には、各ファンドが実質的な主要投資対象とするＪリートの価格や配当に影響を与える可能性があります。
- ・各ファンドは、一部解約の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

<収益分配金に関する留意点>

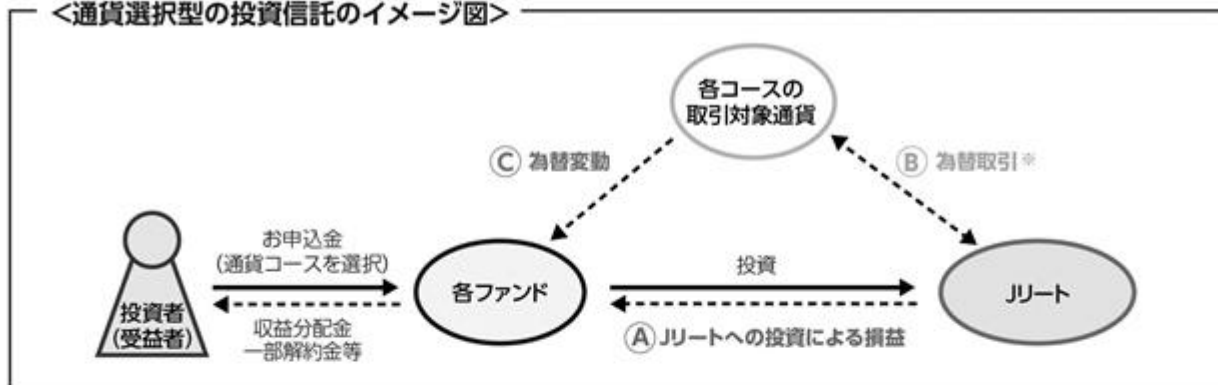
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【通貨選択型ファンドに関する留意事項】

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、Jリートです。

＜通貨選択型の投資信託のイメージ図＞

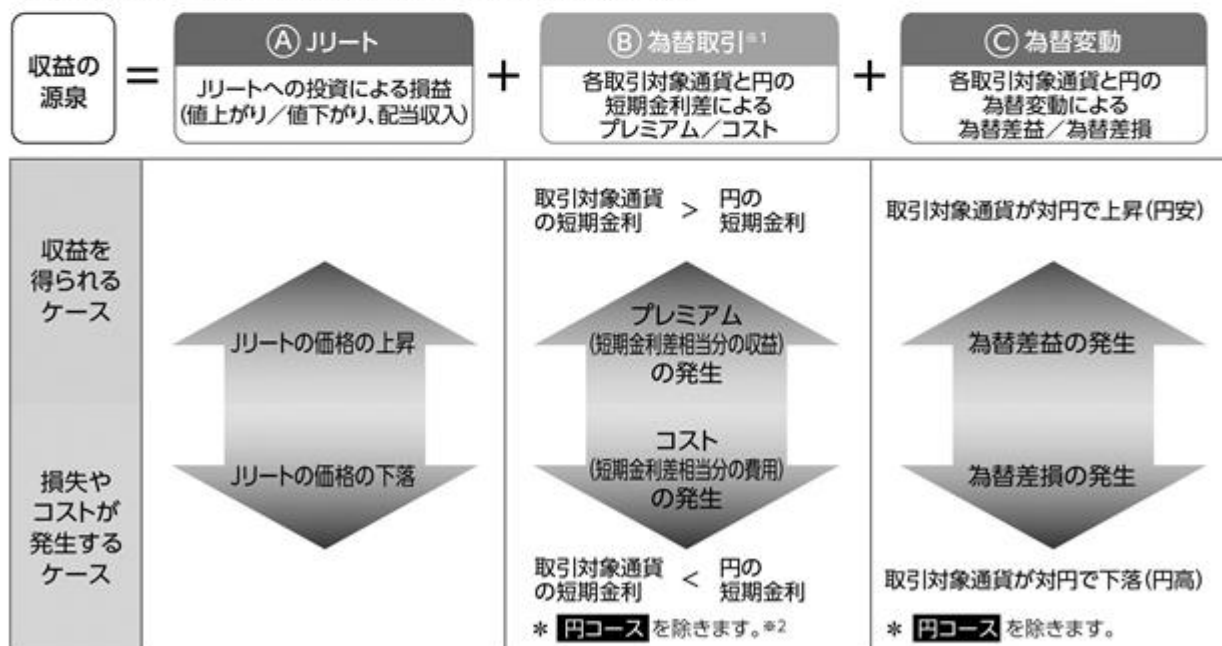


※上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かりやすく表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み（ファンド・オブ・ファンズ方式）」をご参照ください。

※⑥の為替取引により、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です（円コースは、為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。）。

各ファンドの収益源について

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の取引対象通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

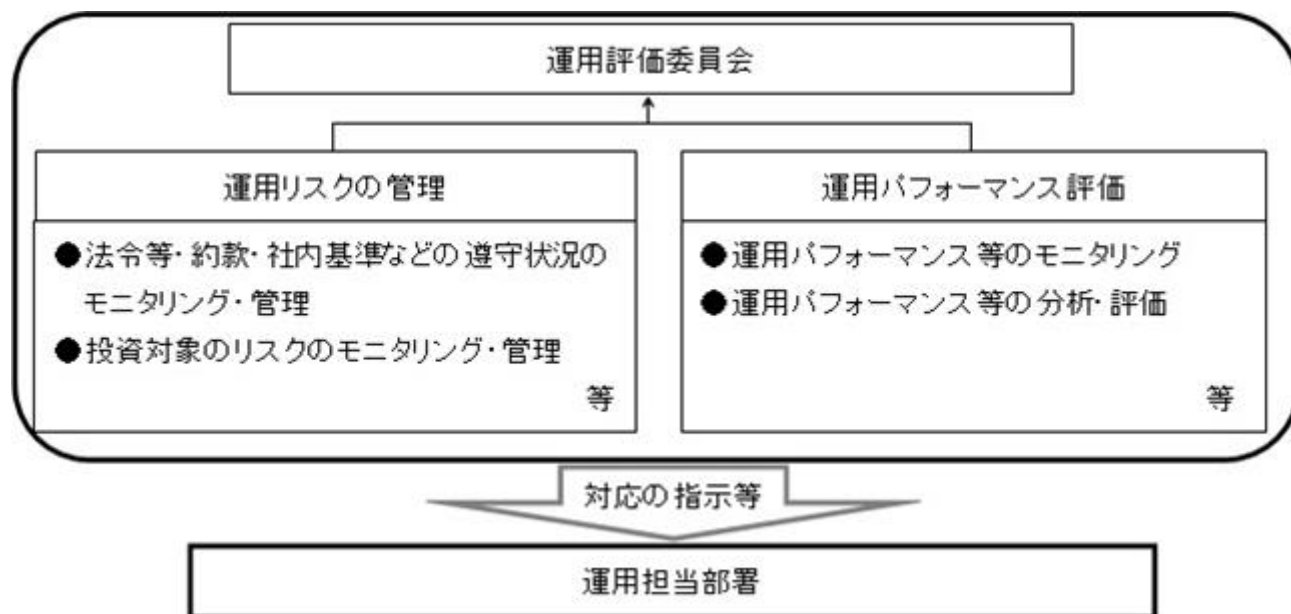
※2 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、為替取引を行いません。

(注) 市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

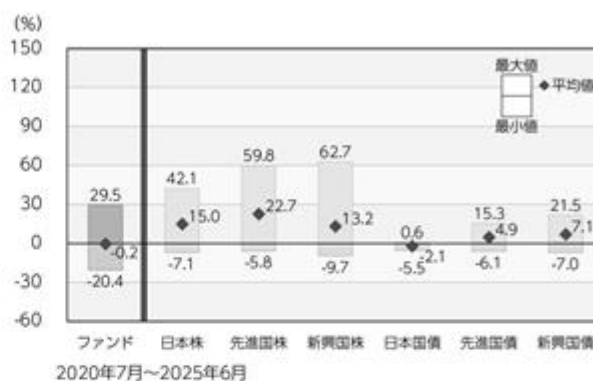
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

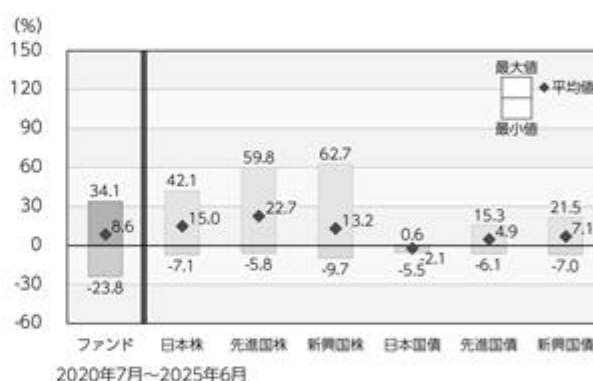
円 コース



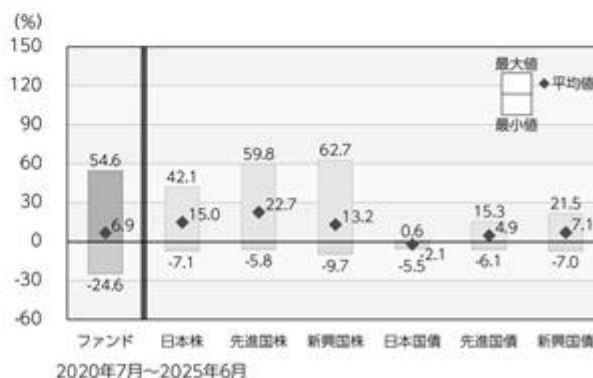
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



米ドルコース



豪ドルコース



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

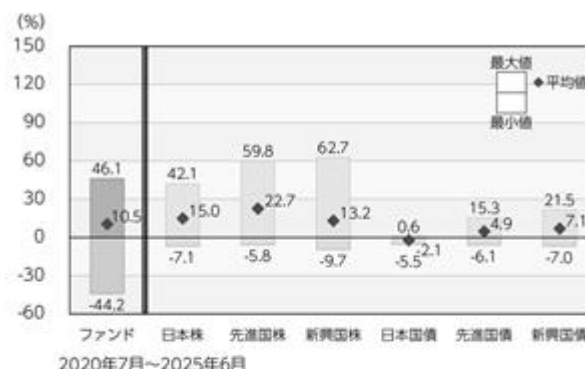
ブラジルリアルコース



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権１万口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額（１万口当たり）に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.3%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

取得申込時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.858%（税抜0.78%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分(税抜)は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.15%	0.60%	0.03%

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

（ご参考）投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

● ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（円クラス）

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.54%程度（運用報酬：年率0.445%、受託費用：年率0.005%、事務管理費用：年率0.06%、保管費用：年率0.03%）

● ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（米ドルクラス）

● ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（豪ドルクラス）

● ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（ブラジルリアルクラス）

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.62%程度（運用報酬：年率0.445%、受託費用：年率0.005%、事務管理費用：年率0.06%、為替管理報酬：年率0.08%、保管費用：年率0.03%）

● MHAM短期金融資産マザーファンド

信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、「円コース」は年率1.398%程度（税込）、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」は年率1.478%程度（税込）となります。

なお、ミズホ・ジャパン・リート・ファンドの信託報酬（運用報酬等）のうち、事務管理費用や保管費用等には、年次による最低報酬額等の定めがあるため、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。また、外国投資信託のクラス毎に費用（四半期毎に最大6,000ドル）が別途かかります。（この数値(前述の外国投資信託のクラス毎の費用最大6,000ドルの額を除きます。)は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。また、実際には、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。）

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 各ファンドが実質的に投資する上場投資信託（不動産投資信託証券）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（不動産投資信託証券）の費用は表示しておりません。
- ④ 「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

● ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息 等

● MHAM短期金融資産マザーファンド

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） 信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息 等

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）[※]については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※各ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
円コース	1.71%	0.85%	0.86%*
米ドルコース	1.72%	0.86%	0.86%
豪ドルコース	1.72%	0.86%	0.86%
ブラジルリアルコース	1.71%	0.85%	0.86%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年12月19日～2025年6月18日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※円クラス、米ドルクラス、豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスで構成されるミズホ・ジャパン・リート・ファンドの財務諸表をもとに算出しているため、円コースのその他費用にも円クラス以外の各クラスの為替取引にかかる外国為替管理報酬が含まれています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、各ファンドについては、投資先ファンドにかかる源泉徴収税および上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	1,751,966,589	97.85
内 ケイマン諸島	1,751,966,589	97.85
親投資信託受益証券	1,622,842	0.09
内 日本	1,622,842	0.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	36,821,824	2.06
純資産総額	1,790,411,255	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	3,647,212,089	98.37
内 ケイマン諸島	3,647,212,089	98.37
親投資信託受益証券	4,267,550	0.12
内 日本	4,267,550	0.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	56,121,338	1.51
純資産総額	3,707,600,977	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	1,554,986,744	98.27
内 ケイマン諸島	1,554,986,744	98.27
親投資信託受益証券	1,816,330	0.11
内 日本	1,816,330	0.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	25,626,878	1.62
純資産総額	1,582,429,952	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	5,880,569,487	97.76
内 ケイマン諸島	5,880,569,487	97.76
親投資信託受益証券	5,102,898	0.08
内 日本	5,102,898	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	129,485,455	2.15
純資産総額	6,015,157,840	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

MHAM短期金融資産マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券		54,973,850	60.58
	内 日本	54,973,850	60.58
社債券		7,985,160	8.80
	内 日本	7,985,160	8.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		27,783,429	30.62
純資産総額		90,742,439	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（円クラス） ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,824,015,190	0.9648 1,759,992,256	0.9605 1,751,966,589	— —	97.85
2	MHAM短期金融資産マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,580,947	1.0263 1,622,684	1.0265 1,622,842	— —	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.85
親投資信託受益証券	0.09
合計	97.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（米ドルクラス） ケイマン諸島	投資信託受益証券	2,227,441,120	1.6428 3,659,463,016	1.6374 3,647,212,089	— —	98.37
2	MHAM短期金融資産マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	4,157,380	1.0263 4,267,134	1.0265 4,267,550	— —	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.37
親投資信託受益証券	0.12
合計	98.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	ミズホ・ジャパン・リー ト・ファンド（豪ドルクラ ス） ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	1,584,780,620	0.9839	0.9812	—	98.27
				1,559,424,130	1,554,986,744	—	
2	MHAM短期金融資産マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,769,440	1.0263	1.0265	—	0.11
				1,816,153	1,816,330	—	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.27
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	ミズホ・ジャパン・リー ト・ファンド（ブラジルレ アルクラス） ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	25,119,903,834	0.2359	0.2341	—	97.76
				5,926,406,106	5,880,569,487	—	
2	MHAM短期金融資産マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	4,971,163	1.0263	1.0265	—	0.08
				5,102,401	5,102,898	—	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.76
親投資信託受益証券	0.08
合計	97.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

MHAM短期金融資産マザーファンド

2025年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	148回 共同発行市場公募 地方債 日本	地方債 証券	15,000,000	100.05 15,008,400	100.00 15,000,150	0.553 2025/7/25	16.53
2	149回 共同発行市場公募 地方債 日本	地方債 証券	10,000,000	99.97 9,997,800	99.99 9,999,200	0.5 2025/8/25	11.02
3	153回 共同発行市場公募 地方債 日本	地方債 証券	10,000,000	99.96 9,996,400	99.93 9,993,300	0.469 2025/12/25	11.01
4	27年度7回 福岡県公募 公債 日本	地方債 証券	10,000,000	99.83 9,983,800	99.93 9,993,100	0.464 2025/12/25	11.01
5	27年度8回 埼玉県公募 公債 日本	地方債 証券	10,000,000	99.87 9,987,900	99.88 9,988,100	0.41 2026/1/28	11.01
6	329回 北海道電力社債 日本	社債券	4,000,000	99.91 3,996,760	99.96 3,998,400	0.665 2026/1/23	4.41
7	537回 関西電力社債 日本	社債券	4,000,000	99.49 3,979,960	99.66 3,986,760	0.14 2026/1/23	4.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率（％）
地方債証券	60.58
社債券	8.80
合計	69.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

（参考）

MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

該当事項はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

（参考）

MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

直近日（2025年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第10特定期間末 (2015年12月18日)	2,860	2,897	1.3171	1.3341
第11特定期間末 (2016年 6月20日)	8,145	8,252	1.2915	1.3085
第12特定期間末 (2016年12月19日)	19,747	20,032	1.1758	1.1928
第13特定期間末 (2017年 6月19日)	21,758	22,112	1.0444	1.0614
第14特定期間末 (2017年12月18日)	17,124	17,443	0.9128	0.9298
第15特定期間末 (2018年 6月18日)	13,400	13,602	0.8629	0.8759

第16特定期間末 (2018年12月18日)	11,078	11,164	0.8320	0.8385
第17特定期間末 (2019年 6月18日)	9,241	9,312	0.8491	0.8556
第18特定期間末 (2019年12月18日)	8,044	8,103	0.8853	0.8918
第19特定期間末 (2020年6月18日)	6,107	6,162	0.7182	0.7247
第20特定期間末 (2020年12月18日)	5,572	5,600	0.7093	0.7128
第21特定期間末 (2021年6月18日)	5,203	5,225	0.8356	0.8391
第22特定期間末 (2021年12月20日)	4,252	4,271	0.7931	0.7966
第23特定期間末 (2022年6月20日)	3,671	3,688	0.7254	0.7289
第24特定期間末 (2022年12月19日)	3,523	3,540	0.7335	0.7370
第25特定期間末 (2023年6月19日)	3,110	3,126	0.6749	0.6784
第26特定期間末 (2023年12月18日)	2,764	2,779	0.6422	0.6457
第27特定期間末 (2024年6月18日)	2,304	2,318	0.5934	0.5969
第28特定期間末 (2024年12月18日)	1,796	1,807	0.5493	0.5528
第29特定期間末 (2025年6月18日)	1,784	1,795	0.5857	0.5892
2024年6月末日	2,320	—	0.5982	—
7月末日	2,241	—	0.5906	—
8月末日	2,160	—	0.6119	—
9月末日	2,048	—	0.6033	—
10月末日	1,950	—	0.5784	—
11月末日	1,871	—	0.5712	—
12月末日	1,818	—	0.5629	—
2025年1月末日	1,844	—	0.5762	—
2月末日	1,802	—	0.5701	—
3月末日	1,782	—	0.5728	—
4月末日	1,730	—	0.5627	—
5月末日	1,745	—	0.5719	—
6月末日	1,790	—	0.5871	—

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

直近日（2025年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第10特定期間末 (2015年12月18日)	6,505	6,607	1.7208	1.7478

第11特定期間末 (2016年 6月20日)	9,425	9,604	1.4287	1.4557
第12特定期間末 (2016年12月19日)	23,553	24,001	1.4184	1.4454
第13特定期間末 (2017年 6月19日)	27,688	28,341	1.1444	1.1714
第14特定期間末 (2017年12月18日)	26,685	27,424	0.9753	1.0023
第15特定期間末 (2018年 6月18日)	24,138	24,698	0.8634	0.8834
第16特定期間末 (2018年12月18日)	25,100	25,406	0.8210	0.8310
第17特定期間末 (2019年 6月18日)	20,804	21,066	0.7961	0.8061
第18特定期間末 (2019年12月18日)	18,291	18,513	0.8222	0.8322
第19特定期間末 (2020年6月18日)	12,932	13,073	0.6406	0.6476
第20特定期間末 (2020年12月18日)	11,503	11,640	0.5872	0.5942
第21特定期間末 (2021年6月18日)	10,934	10,987	0.7205	0.7240
第22特定期間末 (2021年12月20日)	7,397	7,434	0.7011	0.7046
第23特定期間末 (2022年6月20日)	7,879	7,915	0.7527	0.7562
第24特定期間末 (2022年12月19日)	7,237	7,269	0.7827	0.7862
第25特定期間末 (2023年6月19日)	6,049	6,077	0.7609	0.7644
第26特定期間末 (2023年12月18日)	4,967	4,990	0.7479	0.7514
第27特定期間末 (2024年6月18日)	4,646	4,667	0.7914	0.7949
第28特定期間末 (2024年12月18日)	3,778	3,796	0.7388	0.7423
第29特定期間末 (2025年6月18日)	3,709	3,726	0.7700	0.7735
2024年6月末日	4,753	—	0.8118	—
7月末日	4,456	—	0.7782	—
8月末日	4,287	—	0.7663	—
9月末日	3,988	—	0.7460	—
10月末日	4,062	—	0.7681	—
11月末日	3,909	—	0.7544	—
12月末日	3,962	—	0.7776	—
2025年1月末日	3,941	—	0.7837	—
2月末日	3,799	—	0.7591	—
3月末日	3,789	—	0.7665	—

4月末日	3,566	—	0.7224	—
5月末日	3,638	—	0.7458	—
6月末日	3,707	—	0.7712	—

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

直近日（2025年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第10特定期間末 (2015年12月18日)	1,848	1,884	1.1864	1.2094
第11特定期間末 (2016年 6月20日)	4,734	4,842	1.0043	1.0273
第12特定期間末 (2016年12月19日)	18,050	18,480	0.9657	0.9887
第13特定期間末 (2017年 6月19日)	24,874	25,427	0.8096	0.8276
第14特定期間末 (2017年12月18日)	21,486	22,037	0.7018	0.7198
第15特定期間末 (2018年 6月18日)	16,014	16,352	0.6156	0.6286
第16特定期間末 (2018年12月18日)	12,719	12,864	0.5690	0.5755
第17特定期間末 (2019年 6月18日)	9,132	9,244	0.5280	0.5345
第18特定期間末 (2019年12月18日)	7,652	7,744	0.5440	0.5505
第19特定期間末 (2020年6月18日)	4,992	5,046	0.4160	0.4205
第20特定期間末 (2020年12月18日)	4,505	4,531	0.4298	0.4323
第21特定期間末 (2021年6月18日)	4,191	4,211	0.5326	0.5351
第22特定期間末 (2021年12月20日)	3,056	3,071	0.4900	0.4925
第23特定期間末 (2022年6月20日)	2,866	2,880	0.5074	0.5099
第24特定期間末 (2022年12月19日)	2,558	2,571	0.5079	0.5104
第25特定期間末 (2023年6月19日)	2,311	2,323	0.5019	0.5044
第26特定期間末 (2023年12月18日)	2,002	2,012	0.4790	0.4815
第27特定期間末 (2024年6月18日)	1,863	1,873	0.4931	0.4956
第28特定期間末 (2024年12月18日)	1,542	1,551	0.4371	0.4396

第29特定期間末 (2025年6月18日)	1,581	1,589	0.4626	0.4651
2024年6月末日	1,920	—	0.5107	—
7月末日	1,778	—	0.4798	—
8月末日	1,783	—	0.4858	—
9月末日	1,747	—	0.4822	—
10月末日	1,686	—	0.4724	—
11月末日	1,618	—	0.4569	—
12月末日	1,588	—	0.4515	—
2025年1月末日	1,594	—	0.4561	—
2月末日	1,545	—	0.4431	—
3月末日	1,568	—	0.4500	—
4月末日	1,478	—	0.4304	—
5月末日	1,522	—	0.4447	—
6月末日	1,582	—	0.4645	—

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

直近日（2025年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第10特定期間末 (2015年12月18日)	5,993	6,167	0.7233	0.7443
第11特定期間末 (2016年 6月20日)	11,536	11,902	0.6629	0.6839
第12特定期間末 (2016年12月19日)	68,013	70,239	0.6414	0.6624
第13特定期間末 (2017年 6月19日)	101,777	104,866	0.5272	0.5432
第14特定期間末 (2017年12月18日)	95,605	99,096	0.4381	0.4541
第15特定期間末 (2018年 6月18日)	69,471	71,779	0.3311	0.3421
第16特定期間末 (2018年12月18日)	58,213	59,314	0.2909	0.2964
第17特定期間末 (2019年 6月18日)	47,021	47,964	0.2741	0.2796
第18特定期間末 (2019年12月18日)	40,147	40,989	0.2624	0.2679
第19特定期間末 (2020年6月18日)	21,441	22,084	0.1499	0.1544
第20特定期間末 (2020年12月18日)	18,054	18,384	0.1368	0.1393
第21特定期間末 (2021年6月18日)	16,807	16,940	0.1645	0.1658
第22特定期間末 (2021年12月20日)	11,551	11,655	0.1437	0.1450
第23特定期間末 (2022年6月20日)	11,676	11,764	0.1733	0.1746

第24特定期間末 (2022年12月19日)	10,517	10,593	0.1801	0.1814
第25特定期間末 (2023年6月19日)	10,230	10,299	0.1930	0.1943
第26特定期間末 (2023年12月18日)	8,957	9,020	0.1875	0.1888
第27特定期間末 (2024年6月18日)	7,631	7,685	0.1826	0.1839
第28特定期間末 (2024年12月18日)	5,642	5,691	0.1495	0.1508
第29特定期間末 (2025年6月18日)	6,028	6,072	0.1762	0.1775
2024年6月末日	7,610	—	0.1841	—
7月末日	7,058	—	0.1731	—
8月末日	6,813	—	0.1695	—
9月末日	6,821	—	0.1708	—
10月末日	6,503	—	0.1661	—
11月末日	6,170	—	0.1611	—
12月末日	5,887	—	0.1571	—
2025年1月末日	6,022	—	0.1661	—
2月末日	5,815	—	0.1631	—
3月末日	5,919	—	0.1669	—
4月末日	5,615	—	0.1598	—
5月末日	5,748	—	0.1662	—
6月末日	6,015	—	0.1767	—

②【分配の推移】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

	1口当たりの分配金（円）
第10特定期間	0.1020
第11特定期間	0.1020
第12特定期間	0.1020
第13特定期間	0.1020
第14特定期間	0.1020
第15特定期間	0.0900
第16特定期間	0.0715
第17特定期間	0.0390
第18特定期間	0.0390
第19特定期間	0.0390
第20特定期間	0.0210
第21特定期間	0.0210
第22特定期間	0.0210
第23特定期間	0.0210
第24特定期間	0.0210
第25特定期間	0.0210
第26特定期間	0.0210
第27特定期間	0.0210
第28特定期間	0.0210
第29特定期間	0.0210

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

	１口当たりの分配金（円）
第10特定期間	0.1620
第11特定期間	0.1620
第12特定期間	0.1620
第13特定期間	0.1620
第14特定期間	0.1620
第15特定期間	0.1410
第16特定期間	0.1100
第17特定期間	0.0600
第18特定期間	0.0600
第19特定期間	0.0420
第20特定期間	0.0420
第21特定期間	0.0315
第22特定期間	0.0210
第23特定期間	0.0210
第24特定期間	0.0210
第25特定期間	0.0210
第26特定期間	0.0210
第27特定期間	0.0210
第28特定期間	0.0210
第29特定期間	0.0210

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

	１口当たりの分配金（円）
第10特定期間	0.1380
第11特定期間	0.1380
第12特定期間	0.1380
第13特定期間	0.1230
第14特定期間	0.1080
第15特定期間	0.0930
第16特定期間	0.0715
第17特定期間	0.0390
第18特定期間	0.0390
第19特定期間	0.0270
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0150
第23特定期間	0.0150
第24特定期間	0.0150
第25特定期間	0.0150
第26特定期間	0.0150
第27特定期間	0.0150
第28特定期間	0.0150
第29特定期間	0.0150

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

	１口当たりの分配金（円）
第10特定期間	0.1260

第11特定期間	0.1260
第12特定期間	0.1260
第13特定期間	0.1110
第14特定期間	0.0960
第15特定期間	0.0810
第16特定期間	0.0605
第17特定期間	0.0330
第18特定期間	0.0330
第19特定期間	0.0270
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0114
第22特定期間	0.0078
第23特定期間	0.0078
第24特定期間	0.0078
第25特定期間	0.0078
第26特定期間	0.0078
第27特定期間	0.0078
第28特定期間	0.0078
第29特定期間	0.0078

③【収益率の推移】

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

	収益率（％）
第10特定期間	△3.46
第11特定期間	5.80
第12特定期間	△1.06
第13特定期間	△2.50
第14特定期間	△2.83
第15特定期間	4.39
第16特定期間	4.71
第17特定期間	6.74
第18特定期間	8.9
第19特定期間	△14.5
第20特定期間	1.7
第21特定期間	20.8
第22特定期間	△2.6
第23特定期間	△5.9
第24特定期間	4.0
第25特定期間	△5.1
第26特定期間	△1.7
第27特定期間	△4.3
第28特定期間	△3.9
第29特定期間	10.4

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

	収益率（％）
第10特定期間	△4.80

第11特定期間	△7.56
第12特定期間	10.62
第13特定期間	△7.90
第14特定期間	△0.62
第15特定期間	2.98
第16特定期間	7.83
第17特定期間	4.28
第18特定期間	10.8
第19特定期間	△17.0
第20特定期間	△1.8
第21特定期間	28.1
第22特定期間	0.2
第23特定期間	10.4
第24特定期間	6.8
第25特定期間	△0.1
第26特定期間	1.1
第27特定期間	8.6
第28特定期間	△4.0
第29特定期間	7.1

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

	収益率（%）
第10特定期間	△10.59
第11特定期間	△3.72
第12特定期間	9.90
第13特定期間	△3.43
第14特定期間	0.02
第15特定期間	0.97
第16特定期間	4.04
第17特定期間	△0.35
第18特定期間	10.4
第19特定期間	△18.6
第20特定期間	6.9
第21特定期間	27.4
第22特定期間	△5.2
第23特定期間	6.6
第24特定期間	3.1
第25特定期間	1.8
第26特定期間	△1.6
第27特定期間	6.1
第28特定期間	△8.3
第29特定期間	9.3

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

	収益率（％）
第10特定期間	△19.32
第11特定期間	9.07
第12特定期間	15.76
第13特定期間	△0.50
第14特定期間	1.31
第15特定期間	△5.93
第16特定期間	6.13
第17特定期間	5.57
第18特定期間	7.8
第19特定期間	△32.6
第20特定期間	1.3
第21特定期間	28.6
第22特定期間	△7.9
第23特定期間	26.0
第24特定期間	8.4
第25特定期間	11.5
第26特定期間	1.2
第27特定期間	1.5
第28特定期間	△13.9
第29特定期間	23.1

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

	設定口数	解約口数
第10特定期間	715,462,225	288,796,833
第11特定期間	5,141,142,537	1,006,288,445
第12特定期間	11,984,045,235	1,496,243,809
第13特定期間	6,231,337,681	2,192,337,144
第14特定期間	2,687,674,701	4,761,551,180
第15特定期間	2,375,519,878	5,605,569,852
第16特定期間	1,689,069,411	3,904,226,959
第17特定期間	1,713,034,031	4,143,070,113
第18特定期間	1,277,400,305	3,074,869,130
第19特定期間	740,051,183	1,323,278,094
第20特定期間	474,756,369	1,122,104,043
第21特定期間	287,091,741	1,915,865,646
第22特定期間	175,083,881	1,040,170,419
第23特定期間	114,484,683	416,063,786
第24特定期間	277,496,630	533,932,448
第25特定期間	203,942,884	399,261,472
第26特定期間	70,682,282	374,820,500
第27特定期間	212,256,378	633,097,006
第28特定期間	27,932,281	642,028,466
第29特定期間	53,922,351	276,973,227

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

	設定口数	解約口数
第10特定期間	1,653,883,830	592,492,889
第11特定期間	3,500,776,606	683,774,364
第12特定期間	11,543,034,783	1,534,638,993
第13特定期間	9,991,497,911	2,402,160,856
第14特定期間	7,109,711,408	3,943,149,372
第15特定期間	7,009,793,256	6,414,860,372
第16特定期間	8,764,050,852	6,147,455,132
第17特定期間	3,692,553,533	8,133,377,273
第18特定期間	3,031,558,778	6,916,510,734
第19特定期間	1,982,306,412	4,039,987,395
第20特定期間	2,081,698,144	2,680,298,492
第21特定期間	1,671,412,725	6,087,165,702
第22特定期間	200,084,660	4,824,682,448
第23特定期間	1,812,198,560	1,895,002,000
第24特定期間	1,037,999,660	2,259,490,689
第25特定期間	146,564,802	1,441,813,532
第26特定期間	28,744,212	1,338,366,569
第27特定期間	57,005,746	827,303,410
第28特定期間	35,499,855	792,762,579
第29特定期間	36,881,499	333,178,256

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

	設定口数	解約口数
第10特定期間	483,929,867	223,454,168
第11特定期間	3,697,884,474	542,392,049
第12特定期間	14,803,261,285	825,643,635
第13特定期間	14,622,341,025	2,588,331,983
第14特定期間	4,768,488,313	4,878,613,698
第15特定期間	2,737,262,027	7,339,056,637
第16特定期間	1,936,191,304	5,597,643,597
第17特定期間	1,190,449,715	6,245,131,486
第18特定期間	884,231,403	4,114,730,285
第19特定期間	421,570,784	2,486,637,333
第20特定期間	292,041,328	1,812,014,621
第21特定期間	119,679,829	2,731,925,616
第22特定期間	99,822,591	1,732,397,965
第23特定期間	223,235,736	811,264,298
第24特定期間	184,077,098	795,009,407
第25特定期間	48,953,240	481,144,440
第26特定期間	26,711,052	452,698,731
第27特定期間	20,794,151	420,306,785
第28特定期間	19,786,583	271,603,146
第29特定期間	23,829,047	134,614,516

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

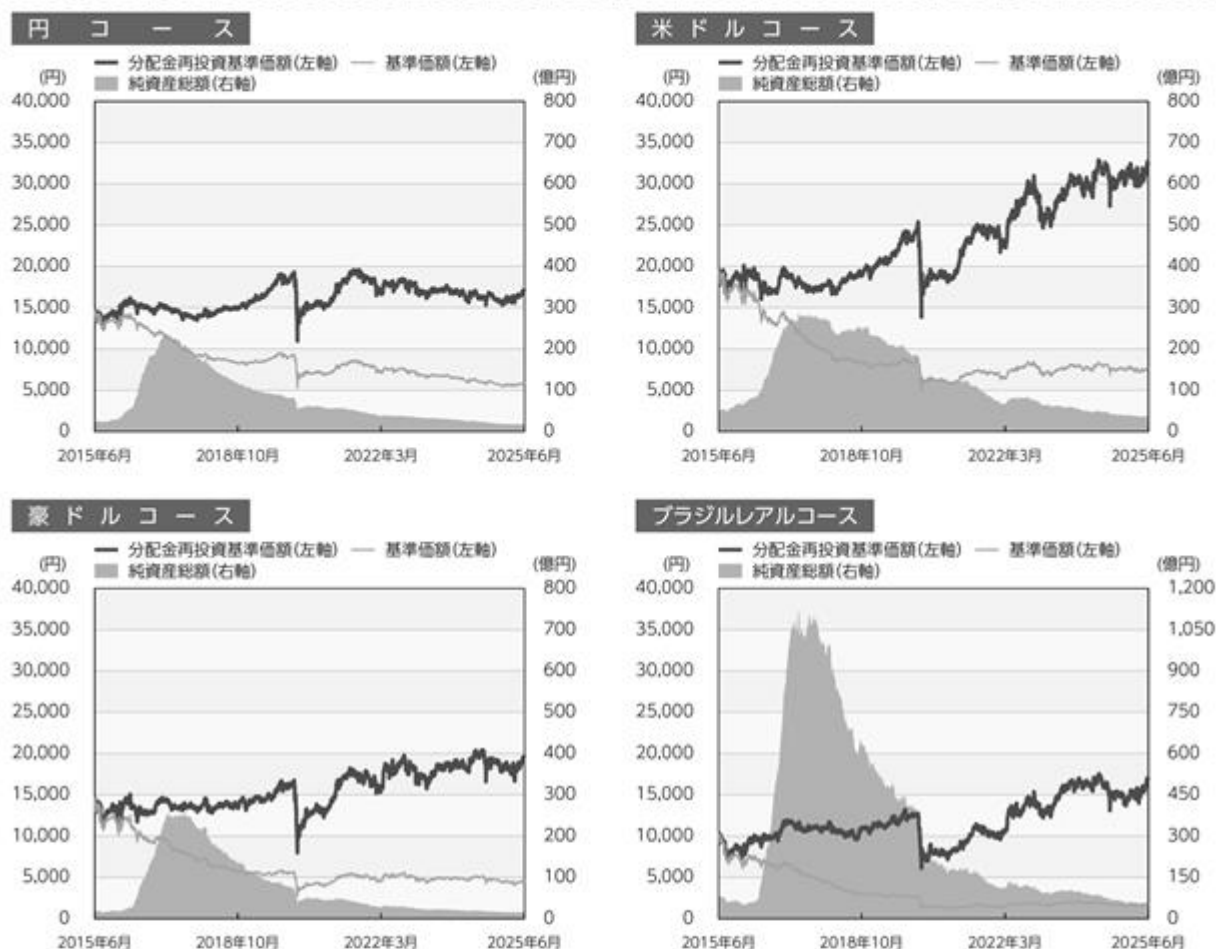
	設定口数	解約口数
--	------	------

第10特定期間	972,824,123	767,628,583
第11特定期間	11,594,110,580	2,476,160,137
第12特定期間	91,222,938,670	2,590,486,695
第13特定期間	103,206,628,285	16,200,350,484
第14特定期間	53,267,516,242	28,103,738,682
第15特定期間	36,368,080,051	44,766,075,663
第16特定期間	27,586,172,277	37,293,191,856
第17特定期間	14,221,765,374	42,766,253,040
第18特定期間	12,717,343,739	31,298,450,427
第19特定期間	11,299,323,061	21,218,595,182
第20特定期間	6,578,348,213	17,649,690,415
第21特定期間	3,946,763,126	33,780,896,559
第22特定期間	1,759,889,060	23,504,424,688
第23特定期間	1,653,954,869	14,694,220,245
第24特定期間	471,283,587	9,429,912,781
第25特定期間	459,142,826	5,855,618,026
第26特定期間	343,077,495	5,571,377,575
第27特定期間	297,323,790	6,287,193,268
第28特定期間	285,638,599	4,349,460,499
第29特定期間	306,923,384	3,821,984,596

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

《参考情報》

データの基準日:2025年6月30日

基準価額・純資産の推移 《2015年6月30日～2025年6月30日》

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2011年1月6日)

分配の推移(税引前)

※分配金は1万口当たりです。

	円	米ドル	豪ドル	ブラジルレアル
2025年 2月	35円	35円	25円	13円
2025年 3月	35円	35円	25円	13円
2025年 4月	35円	35円	25円	13円
2025年 5月	35円	35円	25円	13円
2025年 6月	35円	35円	25円	13円
直近1年間累計	420円	420円	300円	156円
設定来累計	12,935円	17,825円	15,785円	14,723円

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年6月30日

主要な資産の状況

■通貨選択型リート・ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

円 コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(円クラス)	97.85
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.09

米 ド ル コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(米ドルクラス)	98.37
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.12

豪 ド ル コ ー ス

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(豪ドルクラス)	98.27
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.11

ブラジルリアルコース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ミズホ・ジャパン・リート・ファンド(ブラジルリアルクラス)	97.76
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.08

■ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

※データの基準日:2025年6月27日

※比率(%)は、当該外国投資信託のリート組入総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	KDX不動産投資法人	10.1
2	野村不動産マスターファンド投資法人	9.4
3	日本都市ファンド投資法人	8.1
4	GLP投資法人	7.1
5	アドバンス・レジデンス投資法人	6.9
6	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.7
7	大和証券オフィス投資法人	4.4
8	日本ロジスティクスファンド投資法人	4.3
9	ラサールロジポート投資法人	4.2
10	日本プライムリアルティ投資法人	3.9

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年6月30日

■MHAM短期金融資産マザーファンド

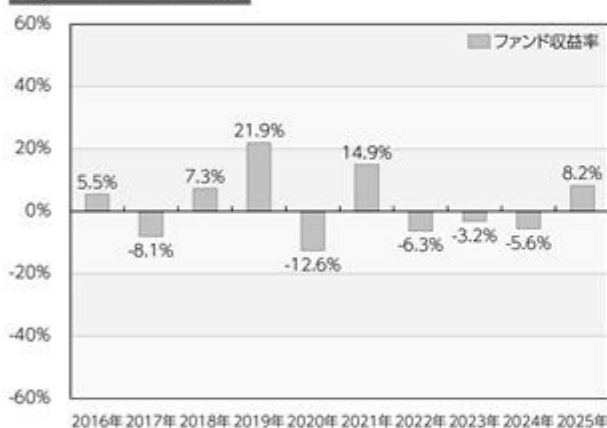
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

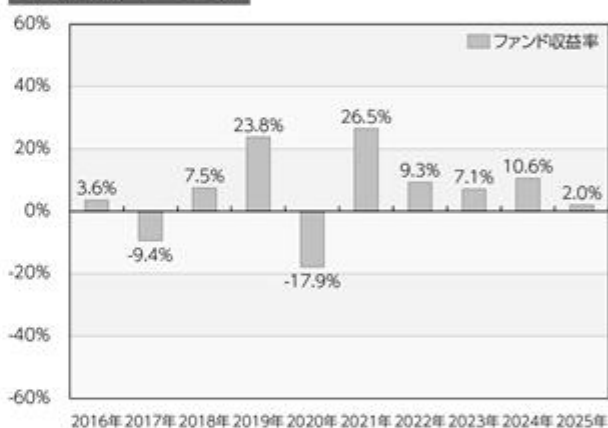
順位	銘柄名	種類	比率(%)
1	148回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	16.53
2	149回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	11.02
3	153回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	11.01
4	27年度7回 福岡県公募公債	地方債証券	11.01
5	27年度8回 埼玉県公募公債	地方債証券	11.01
6	329回 北海道電力社債	社債券	4.41
7	537回 関西電力社債	社債券	4.39

年間収益率の推移(暦年ベース)

円 コ ー ス



米 ド ル コ ー ス



豪 ド ル コ ー ス



ブラジルリアルコース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付はいたしません。
 - (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
 - (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金支払いコース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
 - (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
 - (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
 - (8) 各コース間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ※ スwitchングとは、「通貨選択型Jリート・ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「通貨選択型Jリート・ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。
- ※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金支払いコース」、「分配金再投資コース」間の変更を受付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ※ スwitchングの際には、解約請求時と同様の税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

- (9) 販売会社によっては通貨選択型Ｊリート・ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (11) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。
- (12) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時30分までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、解約請求受付日がニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付けの停止・取消または延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公

平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

- ② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2011年1月6日から2028年12月18日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「通貨選択型Jリート・ファンド」を構成する一部のファンドのみににおいて実施される場合もあります。

（４）【計算期間】

原則として毎月19日から翌月18日までとします。ただし、第1計算期間は、2011年1月6日から2011年2月18日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

1. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合（外国投資信託が繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。
2. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - a. 信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回ることとなるとき。
3. 前記1. または2. により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
 - a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約

款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないもの
とします。

2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑥ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い
1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
 2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）	円コース
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）	米ドルコース
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）	豪ドルコース
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）	ブラジルリアルコース

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年12月19日から2025年6月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,131,732	34,845,253
投資信託受益証券	1,771,634,722	1,759,992,256
親投資信託受益証券	1,619,047	1,622,684
流動資産合計	1,811,385,501	1,796,460,193
資産合計	1,811,385,501	1,796,460,193
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,445,439	10,664,761
未払解約金	2,206,746	—
未払受託者報酬	50,284	47,260
未払委託者報酬	1,257,266	1,181,726
その他未払費用	4,459	4,193
流動負債合計	14,964,194	11,897,940
負債合計	14,964,194	11,897,940
純資産の部		
元本等		
元本	3,270,125,598	3,047,074,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,473,704,291	△1,262,512,469
（分配準備積立金）	130,143,918	127,830,246
元本等合計	1,796,421,307	1,784,562,253
純資産合計	1,796,421,307	1,784,562,253
負債純資産合計	1,811,385,501	1,796,460,193

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
営業収益		
受取配当金	88,808,734	78,801,932
受取利息	26,851	52,725
有価証券売買等損益	△150,437,883	107,361,171
営業収益合計	△61,602,298	186,215,828
営業費用		
受託者報酬	345,317	291,279
委託者報酬	8,633,953	7,282,877
その他費用	30,631	25,839
営業費用合計	9,009,901	7,599,995
営業利益又は営業損失（△）	△70,612,199	178,615,833
経常利益又は経常損失（△）	△70,612,199	178,615,833
当期純利益又は当期純損失（△）	△70,612,199	178,615,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△525,294	689,092
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,579,423,104	△1,473,704,291
剰余金増加額又は欠損金減少額	260,958,160	122,405,879
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	260,958,160	122,405,879
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,436,329	23,498,915
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,436,329	23,498,915
分配金	73,716,113	65,641,883
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,473,704,291	△1,262,512,469

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	2024年12月18日現在	2025年6月18日現在
1. 期首元本額	3,884,221,783円	3,270,125,598円
期中追加設定元本額	27,932,281円	53,922,351円
期中一部解約元本額	642,028,466円	276,973,227円
2. 受益権の総数	3,270,125,598口	3,047,074,722口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,473,704,291円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,262,512,469円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 分配金の計算過程	（自2024年6月19日 至2024年7月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,300,819円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（785,929,883円）及び分配準備積立金（144,835,288円）より分配対象収益は946,065,990円（1万口当たり2,483.14円）であり、うち13,334,833円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2024年12月19日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,710,142円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（664,861,052円）及び分配準備積立金（127,488,820円）より分配対象収益は805,060,014円（1万口当たり2,502.88円）であり、うち11,257,869円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年7月19日 至2024年8月19日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,084,886円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（778,885,338円）及び分配準備積立金

（145,260,554円）より分配対象収益は938,230,778円（1万口当たり2,485.45円）であり、うち13,212,079円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年8月20日 至2024年9月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,879,961円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（717,011,637円）及び分配準備積立金

（134,304,516円）より分配対象収益は865,196,114円（1万口当たり2,490.42円）であり、うち12,159,324円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年9月19日 至2024年10月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,724,185円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（699,392,058円）及び分配準備積立金

（132,492,789円）より分配対象収益は844,609,032円（1万口当たり2,492.97円）であり、うち11,857,831円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年1月21日 至2025年2月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,902,229円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（660,585,916円）及び分配準備積立金

（127,894,851円）より分配対象収益は801,382,996円（1万口当たり2,508.26円）であり、うち11,182,390円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年2月19日 至2025年3月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,008,832円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（652,063,291円）及び分配準備積立金

（127,688,920円）より分配対象収益は791,761,043円（1万口当たり2,511.35円）であり、うち11,034,531円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年3月19日 至2025年4月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,484,935円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（640,253,788円）及び分配準備積立金

（126,126,441円）より分配対象収益は778,865,164円（1万口当たり2,516.69円）であり、うち10,831,771円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自2024年10月19日 至2024年11月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,577,815円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（690,642,542円）及び分配準備積立金（131,488,499円）より分配対象収益は834,708,856円（1万口当たり2,495.58円）であり、うち11,706,607円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年4月19日 至2025年5月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,999,482円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（630,895,779円）及び分配準備積立金（125,706,935円）より分配対象収益は768,602,196円（1万口当たり2,521.05円）であり、うち10,670,561円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	（自2024年11月19日 至2024年12月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,356,029円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（675,407,213円）及び分配準備積立金（129,233,328円）より分配対象収益は816,996,570円（1万口当たり2,498.36円）であり、うち11,445,439円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年5月20日 至2025年6月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,456,784円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（631,546,930円）及び分配準備積立金（126,038,223円）より分配対象収益は770,041,937円（1万口当たり2,527.15円）であり、うち10,664,761円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△56,076,599	51,588,876
親投資信託受益証券	316	791
合計	△56,076,283	51,589,667

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5493円 (5,493円)	0.5857円 (5,857円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年6月18日現在				
種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ミズホ・ジャパン・リート・ ファンド（円クラス）	1,824,015,190	1,759,992,256	
投資信託受益証券	合計	1,824,015,190	1,759,992,256	
親投資信託受益証券	MHAM短期金融資産マザー ファンド	1,580,947	1,622,684	
親投資信託受益証券	合計	1,580,947	1,622,684	
合計			1,761,614,940	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,545,070	66,067,233
投資信託受益証券	3,727,297,757	3,659,463,016
親投資信託受益証券	4,257,572	4,267,134
未収入金	—	19,000,000
流動資産合計	3,807,100,399	3,748,797,383
資産合計	3,807,100,399	3,748,797,383
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,899,354	16,862,315
未払解約金	8,000,606	19,713,881
未払受託者報酬	105,530	98,214
未払委託者報酬	2,638,354	2,455,678
その他未払費用	9,380	8,730
流動負債合計	28,653,224	39,138,818
負債合計	28,653,224	39,138,818
純資産の部		
元本等		
元本	5,114,101,283	4,817,804,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,335,654,108	△1,108,145,961
（分配準備積立金）	192,088,004	183,763,019
元本等合計	3,778,447,175	3,709,658,565
純資産合計	3,778,447,175	3,709,658,565
負債純資産合計	3,807,100,399	3,748,797,383

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
営業収益		
受取配当金	130,194,118	117,823,156
受取利息	51,710	103,269
有価証券売買等損益	△291,836,204	155,174,821
営業収益合計	△161,590,376	273,101,246
営業費用		
受託者報酬	692,992	614,521
委託者報酬	17,325,798	15,364,179
その他費用	61,589	54,605
営業費用合計	18,080,379	16,033,305
営業利益又は営業損失（△）	△179,670,755	257,067,941
経常利益又は経常損失（△）	△179,670,755	257,067,941
当期純利益又は当期純損失（△）	△179,670,755	257,067,941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,170,897	1,267,955
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,224,757,808	△1,335,654,108
剰余金増加額又は欠損金減少額	181,767,217	85,264,730
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	181,767,217	85,264,730
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,751,157	9,681,826
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,751,157	9,681,826
分配金	113,412,502	103,874,743
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,335,654,108	△1,108,145,961

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,871,364,007円 35,499,855円 792,762,579円	5,114,101,283円 36,881,499円 333,178,256円
2. 受益権の総数	5,114,101,283口	4,817,804,526口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,335,654,108円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,108,145,961円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 分配金の計算過程	（自2024年6月19日 至2024年7月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,602,848円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,680,607,782円）及び分配準備積立金（215,122,395円）より分配対象収益は1,917,333,025円（1万口当たり3,321.70円）であり、うち20,202,476円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2024年12月19日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,536,408円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,475,006,743円）及び分配準備積立金（190,000,997円）より分配対象収益は1,684,544,148円（1万口当たり3,328.23円）であり、うち17,714,806円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年7月19日 至2024年8月19日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,853,305円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,633,452,065円）及び分配準備積立金

（210,330,499円）より分配対象収益は1,862,635,869円（1万口当たり3,320.31円）であり、うち19,634,357円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年8月20日 至2024年9月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,244,523円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,561,589,529円）及び分配準備積立金

（200,161,523円）より分配対象収益は1,779,995,575円（1万口当たり3,319.34円）であり、うち18,768,690円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2024年9月19日 至2024年10月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,265,359円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,543,255,807円）及び分配準備積立金

（197,172,606円）より分配対象収益は1,760,693,772円（1万口当たり3,322.59円）であり、うち18,547,045円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年1月21日 至2025年2月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,139,420円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,462,746,094円）及び分配準備積立金

（190,053,504円）より分配対象収益は1,669,939,018円（1万口当たり3,327.39円）であり、うち17,565,639円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年2月19日 至2025年3月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,107,922円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,444,482,170円）及び分配準備積立金

（187,146,608円）より分配対象収益は1,648,736,700円（1万口当たり3,326.92円）であり、うち17,345,105円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（自2025年3月19日 至2025年4月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,773,941円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,438,170,449円）及び分配準備積立金

（185,728,945円）より分配対象収益は1,640,673,335円（1万口当たり3,325.96円）であり、うち17,265,247円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自2024年10月19日 至2024年11月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,892,246円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,527,843,567円）及び分配準備積立金（196,788,885円）より分配対象収益は1,744,524,698円（1万口当たり3,325.51円）であり、うち18,360,580円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年4月19日 至2025年5月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,900,655円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,426,773,222円）及び分配準備積立金（183,141,903円）より分配対象収益は1,628,815,780円（1万口当たり3,329.62円）であり、うち17,121,631円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	（自2024年11月19日 至2024年12月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,387,103円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,490,264,308円）及び分配準備積立金（192,600,255円）より分配対象収益は1,700,251,666円（1万口当たり3,324.63円）であり、うち17,899,354円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年5月20日 至2025年6月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,647,783円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,405,311,339円）及び分配準備積立金（181,977,551円）より分配対象収益は1,605,936,673円（1万口当たり3,333.33円）であり、うち16,862,315円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△127,151,246	108,557,074
親投資信託受益証券	831	2,078
合計	△127,150,415	108,559,152

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7388円 (7,388円)	0.7700円 (7,700円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年6月18日現在				
種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ミズホ・ジャパン・リート・ ファンド（米ドルクラス）	2,227,441,120	3,659,463,016	
投資信託受益証券	合計	2,227,441,120	3,659,463,016	
親投資信託受益証券	MHAM短期金融資産マザー ファンド	4,157,380	4,267,134	
親投資信託受益証券	合計	4,157,380	4,267,134	
合計			3,663,730,150	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,136,784	29,644,445
投資信託受益証券	1,522,192,685	1,559,424,130
親投資信託受益証券	1,812,083	1,816,153
流動資産合計	1,553,141,552	1,590,884,728
資産合計	1,553,141,552	1,590,884,728
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,821,600	8,544,637
未払解約金	673,337	27,328
未払受託者報酬	43,491	41,361
未払委託者報酬	1,087,510	1,034,142
その他未払費用	3,860	3,666
流動負債合計	10,629,798	9,651,134
負債合計	10,629,798	9,651,134
純資産の部		
元本等		
元本	3,528,640,351	3,417,854,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,986,128,597	△1,836,621,288
（分配準備積立金）	127,622,832	134,553,193
元本等合計	1,542,511,754	1,581,233,594
純資産合計	1,542,511,754	1,581,233,594
負債純資産合計	1,553,141,552	1,590,884,728

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
営業収益		
受取配当金	70,511,791	67,477,421
受取利息	21,863	43,395
有価証券売買等損益	△209,426,088	77,235,515
営業収益合計	△138,892,434	144,756,331
営業費用		
受託者報酬	286,928	252,291
委託者報酬	7,174,606	6,308,431
その他費用	25,456	22,366
営業費用合計	7,486,990	6,583,088
営業利益又は営業損失（△）	△146,379,424	138,173,243
経常利益又は経常損失（△）	△146,379,424	138,173,243
当期純利益又は当期純損失（△）	△146,379,424	138,173,243
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△208,825	△954,766
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,916,460,478	△1,986,128,597
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,156,379	75,636,097
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,156,379	75,636,097
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,336,544	13,342,042
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,336,544	13,342,042
分配金	54,317,355	51,914,755
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,986,128,597	△1,836,621,288

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	2024年12月18日現在	2025年6月18日現在
1. 期首元本額	3,780,456,914円	3,528,640,351円
期中追加設定元本額	19,786,583円	23,829,047円
期中一部解約元本額	271,603,146円	134,614,516円
2. 受益権の総数	3,528,640,351口	3,417,854,882口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,986,128,597円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,836,621,288円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 分配金の計算過程	（自2024年6月19日 至2024年7月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,705,075円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（785,287,834円）及び分配準備積立金（125,299,401円）より分配対象収益は922,292,310円（1万口当たり2,473.42円）であり、うち9,322,025円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自2024年12月19日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,765,710円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（739,222,003円）及び分配準備積立金（126,634,151円）より分配対象収益は876,621,864円（1万口当たり2,499.98円）であり、うち8,766,257円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2024年7月19日 至2024年8月19日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,550,489円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（776,318,283円）及び分配準備積立金

（126,093,315円）より分配対象収益は912,962,087円（1万口当たり2,477.05円）であり、うち9,214,194円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2024年8月20日 至2024年9月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,565,879円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（769,437,559円）及び分配準備積立金

（126,177,473円）より分配対象収益は906,180,911円（1万口当たり2,480.98円）であり、うち9,131,263円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2024年9月19日 至2024年10月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,894,637円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（754,956,618円）及び分配準備積立金

（125,072,641円）より分配対象収益は890,923,896円（1万口当たり2,486.39円）であり、うち8,957,998円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2025年1月21日 至2025年2月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,926,638円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（736,290,185円）及び分配準備積立金

（127,970,720円）より分配対象収益は875,187,543円（1万口当たり2,506.28円）であり、うち8,729,934円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2025年2月19日 至2025年3月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,265,816円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（734,533,376円）及び分配準備積立金

（129,706,323円）より分配対象収益は874,505,515円（1万口当たり2,510.75円）であり、うち8,707,579円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自2025年3月19日 至2025年4月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,048,639円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（725,725,374円）及び分配準備積立金

（129,528,037円）より分配対象収益は865,302,050円（1万口当たり2,514.96円）であり、うち8,601,521円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

	（自2024年10月19日 至2024年11月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,202,363円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（747,665,179円）及び分配準備積立金（125,664,141円）より分配対象収益は883,531,683円（1万口当たり2,490.14円）であり、うち8,870,275円（1万口当たり25円）を分配金額としております。 （自2024年11月19日 至2024年12月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,275,702円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（743,694,115円）及び分配準備積立金（126,168,730円）より分配対象収益は880,138,547円（1万口当たり2,494.27円）であり、うち8,821,600円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	（自2025年4月19日 至2025年5月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,920,164円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（722,761,329円）及び分配準備積立金（130,285,056円）より分配対象収益は863,966,549円（1万口当たり2,521.84円）であり、うち8,564,827円（1万口当たり25円）を分配金額としております。 （自2025年5月20日 至2025年6月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,941,921円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（721,233,163円）及び分配準備積立金（132,155,909円）より分配対象収益は864,330,993円（1万口当たり2,528.86円）であり、うち8,544,637円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△85,059,731	65,902,104
親投資信託受益証券	354	885
合計	△85,059,377	65,902,989

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4371円 (4,371円)	0.4626円 (4,626円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年6月18日現在				
種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ミズホ・ジャパン・リート・ ファンド（豪ドルクラス）	1,584,780,620	1,559,424,130	
投資信託受益証券	合計	1,584,780,620	1,559,424,130	
親投資信託受益証券	MHAM短期金融資産マザー ファンド	1,769,440	1,816,153	
親投資信託受益証券	合計	1,769,440	1,816,153	
合計			1,561,240,283	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	132,944,696	134,186,158
投資信託受益証券	5,574,418,317	5,950,606,442
親投資信託受益証券	5,090,968	5,102,401
流動資産合計	5,712,453,981	6,089,895,001
資産合計	5,712,453,981	6,089,895,001
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49,048,427	44,478,847
未払解約金	16,857,480	13,246,398
未払受託者報酬	164,776	155,802
未払委託者報酬	4,119,650	3,895,184
その他未払費用	14,651	13,855
流動負債合計	70,204,984	61,790,086
負債合計	70,204,984	61,790,086
純資産の部		
元本等		
元本	37,729,559,406	34,214,498,194
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,087,310,409	△28,186,393,279
（分配準備積立金）	2,604,394,140	2,439,919,296
元本等合計	5,642,248,997	6,028,104,915
純資産合計	5,642,248,997	6,028,104,915
負債純資産合計	5,712,453,981	6,089,895,001

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
営業収益		
受取配当金	431,716,005	393,145,561
受取利息	87,029	166,798
有価証券売買等損益	△1,394,210,639	863,199,558
営業収益合計	△962,407,605	1,256,511,917
営業費用		
受託者報酬	1,121,147	953,536
委託者報酬	28,029,657	23,839,377
その他費用	99,703	84,779
営業費用合計	29,250,507	24,877,692
営業利益又は営業損失（△）	△991,658,112	1,231,634,225
経常利益又は経常損失（△）	△991,658,112	1,231,634,225
当期純利益又は当期純損失（△）	△991,658,112	1,231,634,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,122,205	14,835,675
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△34,161,751,908	△32,087,310,409
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,602,586,322	3,218,995,084
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,602,586,322	3,218,995,084
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	236,648,063	258,276,758
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	236,648,063	258,276,758
分配金	308,960,853	276,599,746
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,087,310,409	△28,186,393,279

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期
	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期	当期
	2024年12月18日現在	2025年6月18日現在
1. 期首元本額	41,793,381,306円	37,729,559,406円
期中追加設定元本額	285,638,599円	306,923,384円
期中一部解約元本額	4,349,460,499円	3,821,984,596円
2. 受益権の総数	37,729,559,406口	34,214,498,194口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,087,310,409円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,186,393,279円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期	当期
	自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 分配金の計算過程	（自2024年6月19日 至2024年7月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,851,260円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,303,097,112円）及び分配準備積立金（2,754,201,134円）より分配対象収益は6,125,149,506円（1万口当たり1,493.99円）であり、うち53,297,912円（1万口当たり13円）を分配金額としております。	（自2024年12月19日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（66,808,121円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,014,630,774円）及び分配準備積立金（2,560,433,417円）より分配対象収益は5,641,872,312円（1万口当たり1,518.09円）であり、うち48,313,416円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2024年7月19日 至2024年8月19日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,397,355円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,269,480,665円）及び分配準備積立金

（2,735,150,814円）より分配対象収益は6,072,028,834円（1万口当たり1,497.62円）であり、うち52,707,771円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2024年8月20日 至2024年9月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,049,904円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,223,354,030円）及び分配準備積立金

（2,705,517,315円）より分配対象収益は5,995,921,249円（1万口当たり1,501.41円）であり、うち51,915,798円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2024年9月19日 至2024年10月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（66,662,731円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,198,083,389円）及び分配準備積立金

（2,693,031,576円）より分配対象収益は5,957,777,696円（1万口当たり1,505.25円）であり、うち51,453,793円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2025年1月21日 至2025年2月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（64,790,685円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,915,835,086円）及び分配準備積立金

（2,487,830,578円）より分配対象収益は5,468,456,349円（1万口当たり1,523.13円）であり、うち46,673,372円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2025年2月19日 至2025年3月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,949,189円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,886,623,288円）及び分配準備積立金

（2,475,779,607円）より分配対象収益は5,423,352,084円（1万口当たり1,527.29円）であり、うち46,162,240円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（自2025年3月19日 至2025年4月18日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,498,420円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,872,473,380円）及び分配準備積立金

（2,471,385,701円）より分配対象収益は5,404,357,501円（1万口当たり1,531.44円）であり、うち45,876,005円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

	（自2024年10月19日 至2024年11月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,563,513円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,144,537,907円）及び分配準備積立金（2,656,571,998円）より分配対象収益は5,866,673,418円（1万口当たり1,509.12円）であり、うち50,537,152円（1万口当たり13円）を分配金額としております。	（自2025年4月19日 至2025年5月19日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（63,021,886円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,827,132,807円）及び分配準備積立金（2,440,209,770円）より分配対象収益は5,330,364,463円（1万口当たり1,536.60円）であり、うち45,095,866円（1万口当たり13円）を分配金額としております。
	（自2024年11月19日 至2024年12月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（64,112,873円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,055,464,307円）及び分配準備積立金（2,589,329,694円）より分配対象収益は5,708,906,874円（1万口当たり1,513.11円）であり、うち49,048,427円（1万口当たり13円）を分配金額としております。	（自2025年5月20日 至2025年6月18日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（62,535,015円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,791,089,488円）及び分配準備積立金（2,421,863,128円）より分配対象収益は5,275,487,631円（1万口当たり1,541.88円）であり、うち44,478,847円（1万口当たり13円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2024年6月19日 至 2024年12月18日	当期 自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△573,520,349	375,466,266
親投資信託受益証券	995	2,485
合計	△573,519,354	375,468,751

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年12月18日現在	当期 2025年6月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.1495円 (1,495円)	0.1762円 (1,762円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年6月18日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ミズホ・ジャパン・リート・ ファンド（ブラジルリアルクラ ス）	25,225,122,689	5,950,606,442	
投資信託受益証券 合計		25,225,122,689	5,950,606,442	
親投資信託受益証券	MHAM短期金融資産マザー ファンド	4,971,163	5,102,401	
親投資信託受益証券 合計		4,971,163	5,102,401	
合計			5,955,708,843	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース」、「通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース」、「通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース」、「通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース」は、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（円クラス）」投資信託証券、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（米ドルクラス）」投資信託証券、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（豪ドルクラス）」投資信託証券、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（ブラジルリアルクラス）」投資信託証券及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

MHAM短期金融資産マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年6月18日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,632,167
地方債証券	59,980,300
社債券	7,984,720
未収利息	83,699
前払費用	49,291
流動資産合計	90,730,177
資産合計	90,730,177
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	88,396,650
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,333,527
元本等合計	90,730,177
純資産合計	90,730,177
負債純資産合計	90,730,177

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年6月18日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	88,713,816円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	317,166円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMライフ ナビゲーション インカム	2,450,020円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	5,586,045円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	2,450,020円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	2,453,499円
米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	314,857円
米国厳選成長株集中投資ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	7,777,756円
米国ハイイールド債券ファンド 円コース	4,409,727円
米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース	5,766,944円
米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	15,359,545円
米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカランドコース	324,207円
米国ハイイールド債券ファンド ブラジルリアルコース	10,606,394円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース	1,580,947円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース	4,157,380円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース	1,769,440円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース	4,971,163円
インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ	317,740円
インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし	5,346,545円
インカムビルダー（年1回決算型）限定為替ヘッジ	545,144円
インカムビルダー（年1回決算型）為替ヘッジなし	5,864,317円
インカムビルダー（毎月決算型）世界通貨分散コース	4,977,065円
インカムビルダー（年1回決算型）世界通貨分散コース	1,367,895円
計	88,396,650円
2. 受益権の総数	88,396,650口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年12月19日 至 2025年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年6月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年6月18日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	△2,100
社債券	8,000
合計	5,900

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年7月2日から2025年6月18日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年6月18日現在
1口当たり純資産額	1.0264円
（1万口当たり純資産額）	（10,264円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年6月18日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	27年度8回 埼玉県公募公債	10,000,000	9,988,000	
	27年度1回 福岡県公募公債	15,000,000	15,000,000	
	27年度7回 福岡県公募公債	10,000,000	9,993,400	
	148回 共同発行市場公募地方債	15,000,000	14,999,700	
	149回 共同発行市場公募地方債	10,000,000	9,999,200	
地方債証券 合計		60,000,000	59,980,300	
社債券	537回 関西電力社債	4,000,000	3,986,200	
	329回 北海道電力社債	4,000,000	3,998,520	
社債券 合計		8,000,000	7,984,720	
合計			67,965,020	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ミズホ・ジャパン・リート・ファンド

「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（円クラス）」、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（米ドルクラス）」、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（豪ドルクラス）」、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド（ブラジルリアルクラス）」は、「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」を構成する個別クラスとなっております。

「ミズホ・ジャパン・リート・ファンド」は、同ファンドの国籍において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地監査人による監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務諸表の原文の一部を委託会社が和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり正確性を保証するものではありません。

Mizuho Japan REIT Fund

財政状態計算書

12月31日現在

（日本円で表示）

	2024 ¥	2023 ¥
資産		
現金	393,467,001	595,255,673
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	12,684,446,161	18,140,197,182
先渡契約にかかる未取担保金	212,833,300	279,395,600
ブローカーからの未収金	72,958,036	236,010,267
未収配当金	140,090,920	152,758,283
未収利息	54,668	-
その他資産	-	729,152
資産合計	13,503,850,086	19,404,346,157
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	392,862,859	758,001,620
未払分配金	113,261,879	140,979,630
ブローカーに対する未払金	28,663,179	90,180,000
受益証券の償還にかかる未払金	17,000,000	67,000,000
未払投資運用報酬	15,203,084	21,721,908
未払プロフェッショナル報酬	6,349,961	5,897,495
未払管理報酬	4,740,759	4,701,918
未払外国為替管理報酬	2,871,462	3,347,738
未払カस्टディ報酬	2,283,095	2,120,990
未払担保管理報酬	249,360	973,680
未払名義書換代理人報酬	130,130	130,251
未払受託会社報酬	116,774	170,248
その他未払報酬	55,515	141,143
負債合計		
（償還可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	583,788,057	1,095,366,621
償還可能受益証券保有者に帰属する純資産	12,920,062,029	18,308,979,536
償還可能受益証券保有者に帰属する受益証券当たり純資産額：		
オーストラリアドルクラス受益証券		
-（それぞれ1,539,201,784円/1,622,050,741口発行済受益証券および1,976,854,222円/1,898,348,495口発行済受益証券）	¥ 0.95	¥ 1.04
ブラジルリアルクラス受益証券		
-（それぞれ5,746,127,356円/27,307,312,150口発行済受益証券および8,841,052,916円/33,456,654,692口発行済受益証券）	¥ 0.21	¥ 0.26
日本円クラス受益証券		
-（それぞれ1,773,648,460円/1,931,405,097口発行済受益証券および2,684,963,917円/2,525,482,989口発行済受益証券）	¥ 0.92	¥ 1.06
米ドルクラス受益証券		
-（それぞれ3,861,084,429円/2,356,687,332口発行済受益証券および4,806,108,481円/3,038,135,449口発行済受益証券）	¥ 1.64	¥ 1.58

Mizuho Japan REIT Fund

投資明細書

2024年12月31日現在

（日本円で表示）

受益証券 数	明細	平均原価 ¥	公正価値 ¥	NAV合計に 占める割 合%
	損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
	不動産投資信託			
	日本			
834	Activia Properties Inc	279,037,600	273,969,000	2.12
2,798	Advance Residence Investment Corp	934,023,684	818,135,200	6.33
855	Comforia Residential REIT Inc	276,846,912	237,604,500	1.84
710	CRE Logistics REIT Inc	99,549,615	97,625,000	0.76
14	Daiwa House REIT Investment Corp	3,153,711	3,245,200	0.03
2,115	Daiwa Office Investment Corp	686,030,121	600,871,500	4.65
1,279	Daiwa Securities Living Investments Corp	140,483,444	113,958,900	0.88
1,535	Frontier Real Estate Investment Corp	139,152,085	119,269,500	0.92
314	Fukuoka REIT Corp	54,416,216	45,530,000	0.35
434	Global One Real Estate Investment Corp	48,335,710	42,966,000	0.33
6,454	GLP J-Reit	957,178,683	796,423,600	6.16
54	Hankyu Hanshin REIT Inc	7,379,721	6,588,000	0.05
97	Heiwa Real Estate REIT Inc	14,268,781	11,659,400	0.09
180	Hoshino Resorts REIT Inc	39,661,631	40,212,000	0.31
527	Hulic Reit Inc	73,394,160	72,357,100	0.56
95	Ichigo Hotel REIT Investment Corp	10,302,354	14,630,000	0.11
3,867	Ichigo Office REIT Investment Corp	320,924,088	308,973,300	2.39
8,345	Invincible Investment Corp	412,937,466	552,439,000	4.28
4,348	Japan Excellent Inc	568,227,558	505,237,600	3.91
6,032	Japan Hotel REIT Investment Corp	448,193,460	425,859,200	3.30
1,148	Japan Logistics Fund Inc	326,773,685	302,153,600	2.34
11,478	Japan Metropolitan Fund Invest	1,144,099,045	1,035,315,600	8.01
770	Japan Prime Realty Investment Corp	257,213,706	242,935,000	1.88
8,550	Japan Real Estate Investment Corp	943,454,404	922,545,000	7.14
8,482	KDX Realty Investment Corp	1,326,848,891	1,268,059,000	9.82
6,370	LaSalle Logiport REIT	991,253,709	905,177,000	7.01
307	Mitsui Fudosan Logistics Park Inc	30,893,622	31,160,500	0.24
2,045	Nippon Building Fund Inc	250,927,951	250,308,000	1.94
347	Nippon Hotel & Residential Investment Corp	25,727,247	22,763,200	0.18
1,742	Nippon Prologis REIT Inc	473,800,018	388,291,800	3.01
1,332	NIPPON REIT Investment Corp	121,666,151	101,365,200	0.78
7,497	Nomura Real Estate Master Fund Inc	1,095,166,638	1,032,336,900	7.99
240	NTT UD REIT Investment Corp	28,750,980	28,704,000	0.22
1,541	Orix JREIT Inc	244,296,332	252,878,100	1.96
293	Samty Residential Investment Corp	33,565,210	27,249,000	0.21
4,100	Sekisui House Reit Inc	329,522,924	316,930,000	2.45
2,477	Star Asia Investment Corp	135,574,979	127,813,200	0.99
97	Starts Proceed Investment Corp	19,704,369	16,858,600	0.13

34	Tokaido REIT Inc	4,104,232	3,638,000	0.03
907	Tokyu REIT Inc	147,069,839	142,217,600	1.10
228	XYMAX REIT Investment Corp	25,932,933	25,718,400	0.20
日本合計		13,469,843,865	12,531,971,700	97.00
不動産投資信託合計		13,469,843,865	12,531,971,700	97.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース

2025年6月30日現在

I 資産総額	1,790,925,392円
II 負債総額	514,137円
III 純資産総額（I－II）	1,790,411,255円
IV 発行済数量	3,049,815,994口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5871円

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース

2025年6月30日現在

I 資産総額	3,711,590,057円
II 負債総額	3,989,080円
III 純資産総額（I－II）	3,707,600,977円
IV 発行済数量	4,807,789,353口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7712円

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース

2025年6月30日現在

I 資産総額	1,587,539,630円
II 負債総額	5,109,678円
III 純資産総額（I－II）	1,582,429,952円
IV 発行済数量	3,407,011,241口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4645円

通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース

2025年6月30日現在

I 資産総額	6,023,129,338円
II 負債総額	7,971,498円
III 純資産総額（I－II）	6,015,157,840円
IV 発行済数量	34,049,671,095口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.1767円

（参考）

MHAM短期金融資産マザーファンド

2025年6月30日現在

I 資産総額	90,742,439円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I－II）	90,742,439円
IV 発行済数量	88,396,650口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0265円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年6月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年6月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,504,644,752,971
追加型株式投資信託	754	17,708,575,403,598
単位型公社債投資信託	19	29,052,578,727
単位型株式投資信託	186	948,888,889,429
合計	985	20,191,161,624,725

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	—	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	※1 918	※1 841
器具備品	※1 130	※1 352
リース資産	※1 5	※1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	※1	899	※1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		—
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	6
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	※3	231		—
関係会社清算損		—		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれん金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	—	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443 億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	—	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	8,140	未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
池田泉州T T証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社S B I証券（※1）	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
中銀証券株式会社（※2）	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
第四北越証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社（※3）	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社（※1）	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
百五証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ワイエム証券株式会社	1,270	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

（※1）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

（※2）「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」の新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。なお、「ブラジルリアルコース」の取扱いはありません。

（※3）「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」の新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。なお、「円コース」の取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
 - ①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - ②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）円コースの2024年12月19日から2025年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）円コースの2025年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）米ドルコースの2024年12月19日から2025年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型）米ドルコースの2025年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコースの2024年12月19日から2025年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコースの2025年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコースの2024年12月19日から2025年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコースの2025年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。